

令和5年12月号

# 事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.32



## ❀ 今月のお知らせ ❀

①確定申告に向けて、必要な資料の回収を始めさせていただきます。早期回収にご協力の程よろしく願いいたします。

②源泉所得税の半年納付の期限が1/22(月)となっております。給与台帳の早期回収にご協力よろしく願いいたします。

③年末年始休暇についてご案内させていただきます。

令和5年12月28日(木)～令和6年1月4日(木)

\*1月5日(金)より通常営業いたします。

皆さまどうか良いお年をお迎えください♪



## ❀ 確定申告について ❀

今月は確定申告時に知っておくと嬉しい情報をご提供させていただきたいと思います。

すでにご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、再確認していただく機会になればと思います。

### 【医療費控除】

介護されている方で、傷病によりおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている介護者がいらっしゃる場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象になります。但し、この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になるため資料のご準備をお願いいたします。

\*2年目以降は市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることが出来ます。

### 【ふるさと納税】

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用した方が、医療費控除等による確定申告をされる場合は、改めてふるさと納税も確定申告する必要があります。また、最近は専用サイトにて1年分の集計が出来る便利機能も増えてきています。控除証明書と合わせて年間の一覧表等あればご準備いただけるとありがたいです。

ここからは確定申告時の紛失しやすい書類の保管についてのお願いです。

・【国民年金の控除証明書】

年金事務所より送付される控除証明書ですが、令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方は、令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されています。各自保管の方よろしくお願ひいたします。

・【国民年金の源泉徴収票】

年金事務所より送付される源泉徴収票ですが、令和5年分の源泉徴収票は、令和6年1月中旬から1月下旬にかけて順次発送される予定となっております。届きましたら、こちらも保管の方、よろしくお願ひいたします。

\* 上記2点については紛失されると再発行が必要になります。必ず、保管の方よろしくお願ひいたします。

\* 事務所では個人情報の観点より、こちらから年金事務所へ再発行を依頼することが出来ませんので、ご自身での再発行をお願ひいたします。



◇申告書の提出期限

提出月	12月	1月	2月
確定申告	10月決算	11月決算	12月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	4月決算 1月、4月、7月	5月決算 2月、5月、8月	6月決算 3月、6月、9月



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】 〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717